

地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

令和8年3月18日付けに公告した地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を変更したので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第8項の規定により公告する。

令和8年4月20日

山武市長 松下 浩 明



変更内容

地域計画の変更理由

- ・「農業を担う者」の追加、名称の変更
- ・白地(農振農用地外)部分の原則削除

No	変更した地区	主な変更箇所
1	成東・大富地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」の名称変更
2	南郷地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
3	鳴浜地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除
4	緑海地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
5	睦岡地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除
6	日向地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
7	松尾地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除
8	豊岡地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
9	大平地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除
10	蓮沼地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
11	松尾町八田地区	・営農法人を立ち上げによる、担い手記載内容の変更
12	島地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除
13	早船地区	・白地(農振農用地外)部分の原則削除